

# 受動喫煙防止対策実施状況調査の概要

## 1 調査の概要

### (1) 調査目的

平成 15 年 5 月 1 日に施行された健康増進法を受け、県内の官公庁、公共施設及び病院における受動喫煙防止対策の実施状況について把握し、対策推進の基礎資料とする。

### (2) 対象施設

県内の病院、国・県・市町村立の施設及び大学・専門学校

#### (施設種別)

市町村役場・役所

市町村保健センター

市町村支所・出張所

県庁・県地域機関

国の機関

病院

文化施設（図書館含む）

保育所・児童館

体育館

社会福祉施設

公衆浴場（日帰り温泉施設）

大学・専門学校

注） は、「受動喫煙防止対策実施状況調査（平成 15 年 12 月 1 日）」でも対象となった施設。

### (3) 調査方法

調査票を郵送し、電子メール、FAX、郵送により回収。

### (4) 調査内容

職員の喫煙者割合

受動喫煙防止対策の実施状況

受動喫煙防止対策実施が可能となった理由

禁煙・分煙宣言施設登録状況

今後の受動喫煙防止対策充実予定

外来者に対する受動喫煙防止への協力要求状況

その他積極的に取り組んでいる、または効果のある取組事項

### (5) 調査基準日

平成 19 年 6 月 1 日

### (6) 回収率

76.2% （ $n=1999$  施設 回収数 1524 施設）

## 2 用語解説

受動喫煙 : 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

喫煙者本人が吸い込む煙（主流煙）よりも喫煙者が持ったたばこの先から立ち上る煙（副流煙）の方が有害物質を多く含んでおり、それを周囲の人が吸い込むことによって健康に悪影響を及ぼすことが研究報告で指摘されている。

喫煙室 : 独立した部屋又は独立した部屋でなくとも非喫煙場所との境界において出入り口以外は完全に仕切られており、たばこの煙を屋外に排出するために十分な排気風量を有する排気装置（換気扇、天井排気装置）を設置している区画。

喫煙コーナー : 天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域。

健康増進法 : 国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善、その他健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とした法律。

平成 14 年 8 月策定、平成 15 年 5 月 1 日施行された。

第 25 条に「受動喫煙の防止」を規定している。

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

禁煙・分煙宣言施設登録制度 : 多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙による健康被害やそれを防止するために必要な知識を普及啓発するとともに、積極的に効果の高い措置に取り組む施設を登録して講評することにより、多数の者が利用する施設における受動喫煙防止対策を促進し、もって、喫煙による健康被害のない環境づくりを促進することを目的として平成 16 年度に定められた制度。